

平成 31 年 3 月 31 日

生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の 平成 31 年度における輸入基準数量等

関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 7 条の 5 第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 31 年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

品 名	区 分	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
生鮮等牛肉	輸入基準数量	86,020 トン	171,475 トン	255,016 トン	※ トン
	協定対象外 輸入基準数量	40,764 トン	83,735 トン	123,725 トン	※ トン
冷凍牛肉	輸入基準数量	105,413 トン	225,345 トン	318,122 トン	※ トン
	協定対象外 輸入基準数量	37,317 トン	81,213 トン	116,424 トン	※ トン

【備考】

- ・「生鮮等牛肉」及び「冷凍牛肉」は、関税暫定措置法第 7 条の 5 第 1 項に規定する物品。
 - ・各協定対象外輸入基準数量は、各物品の全世界からの輸入数量から、経済連携協定の原産品及び締約国産物品に係る輸入数量（EPA 適用分相当）を控除した数量を基に算出。
 - ・第 1 四半期、第 2 四半期及び第 3 四半期の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、同項第 1 号に規定する各四半期の「第 1 号に係る輸入基準数量」及び「第 1 号に係る協定対象外輸入基準数量」。
- ※第 4 四半期の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、平成 31 年 5 月末に公表予定。